

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成21年10月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市伏見区深草谷口町50-15

タケテクノワークス株式会社

代表取締役 森島 光義

2 廃止届出年月日

平成21年9月30日

(上下水道局水道部給水課)